

栗国村地域公共交通対策推進協議会規約の一部改正について

栗国村地域公共交通対策推進協議会規約の一部を次のように改正する。

別表中「沖縄県土木建築部南部土木事務所」を「沖縄県土木建築部南部土木事務所 所長」に、「栗国村老人クラブ連合会」を「栗国村老人クラブ連合会 会長」に、「栗国村女性連合」を「栗国村女性連合会 会長」に、「第一航空株式会社沖縄事業所」を「第一航空株式会社沖縄事業所 所長」に、「一般社団法人 栗国村観光協会」を「一般社団法人 栗国村観光協会 局長」に、「内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室」を「内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室 室長」に「内閣府沖縄総合事務局陸運事務所」を「内閣府沖縄総合事務局陸運事務所 所長」に「沖縄県企画部交通政策課」を「沖縄県企画部交通政策課 課長」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規約は、公布の日から施行する。